

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年5月24日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興 三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山本 博 之
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山本 博 之
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成28年5月12日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年6月9日
【発行登録書の有効期限】	平成30年6月8日
【発行登録番号】	28 - 近畿 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	0円 (注) 1 96,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株 予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額の上限額です。
【発行可能額】	0円 (注) 1 96,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株 予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額の上限額です。
【効力停止期間】	該当なし。
【提出理由】	平成28年5月12日付で提出した発行登録書に発行登録番号 がありませんでしたので、追加いたします。 新株予約権と発行可能株式総数との関係について不明瞭な 点がありましたので修正いたします。 臨時報告書(金融商品取引法24条の5第4項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定によ る)を平成28年5月24日に近畿財務局長に提出しました。こ の臨時報告書の提出により、当該書類を平成28年5月12日付 で提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」の に記載のほか、次のとおりであります。

なお、訂正箇所は___を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【発行登録番号】 28 - 近畿[]

(訂正後)

【発行登録番号】 28 - 近畿2

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

(注) (前略)

本発行登録書は、当社が今後募集を行う予定である新株予約権の発行のためのものです。具体的な割当予定先、新株予約権の内容及び発行数、割当日等の決定は、上記株主総会における議案が承認可決されることを条件として、今後開催予定の当社取締役会にて行う予定です。

(訂正後)

(注) (前略)

本発行登録書は、当社が今後募集を行う予定である新株予約権の発行のためのものです。具体的な割当予定先、新株予約権の内容及び発行数、割当日等の決定は、上記株主総会における議案が承認可決されることを条件として、今後開催予定の当社取締役会にて行う予定です。

なお、発行する新株予約権の行使期間が到来した時点において、新株予約権の行使により新株予約権者が取得することとなる株式の数が、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を超えないよう、発行可能株式総数の変更等必要な対応を行います。